

# 相談室 **Q** & **A**

## 税務関係

### **Q** ワークーションにおける往復交通費の負担と課税の考え方

当社では現在、ワークーション施策の導入を検討中です。ワークーション先と自宅間の往復交通費について、会社と社員のどちらが負担すべきか迷っています。仮に往復交通費を会社負担とした場合、給与として課税が必要でしょうか。

(兵庫県 S社)

**A** 「休暇型」の場合に会社が交通費を負担した場合には、原則として、その従業員に対する給与として課税する必要があるが、「業務型」の場合には、その旅行が会社の業務の遂行上直接必要なときは課税する必要はない

回答者 上田基樹 うえだ もとき 税理士(税理士法人みらいコンサルティング)

#### 1. ワークーションとは

ワークーションとは、Work（仕事）とVacation（休暇）を組み合わせた造語です。

テレワーク等を活用し、リゾート地や温泉地、国立公園等、普段の職場とは異なる場所で余暇を楽しみつつ仕事を行うものですが、その形態には休暇主体のもの（休暇型）と仕事主体のもの（業務型）の二つのパターンがあります【図表】。

ワークーションの導入メリットは、企業側では、有給休暇の取得促進が挙げられます。また、多様な働き方が認められていることは企業イメージを向上させ、優秀な人材の確保や採用に結び付く効果も予想されます。利用者である従業員としては、長期休暇が取得しやすくなり、働き方の選択肢が増えること、ストレスの軽減やリフレッシュ効果、モチベーションの向上などが挙げられます。

#### 2. 旅費についての税務上の取り扱い

旅費は、通常勤務する場所を離れて他の場所で

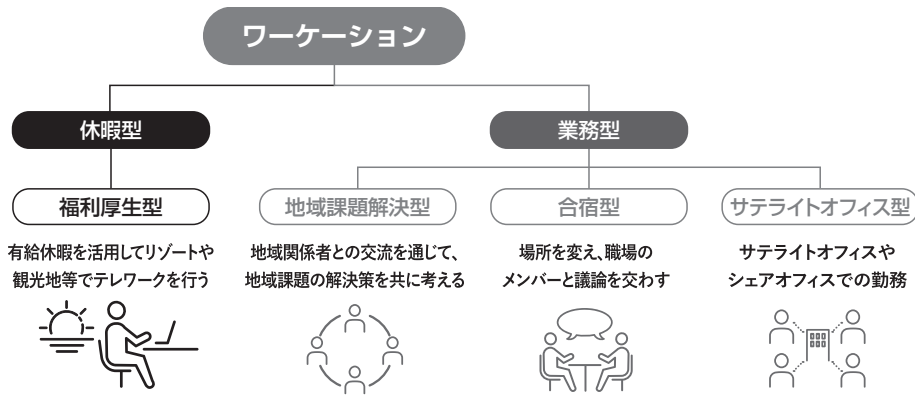
職務を遂行する場合の通常の勤務地から他の職務をする場所までの運賃その他の旅行に要する費用をいいます。具体的には、交通費、運賃、日当、支度料その他の旅行雑費として支給されています。

給与所得者が会社から支給される旅費については、会社の業務上の必要に基づく支出の実費弁償に過ぎないものであるということから、その旅行に必要な費用に充てられる部分の金額は非課税とされています（所得税法9①四）。

税務上非課税とされる範囲は、旅行をした従業員に対して会社からその旅行に必要な運賃、宿泊料等の支出に充てるものとして支給される金額のうち、その旅行の目的、目的地、宿泊の要否、従業員の職務内容および地位等から見て、その旅行に通常必要とされる費用の支出に充てられる範囲内の金額をいいます。

当該範囲内に該当するかどうかは、その旅行の目的地、期間等の個別事情のほか、その支給額が同業者等社会的に見て合理的と認められる支給基

図表 ワークーションの実施形態(イメージ)



資料出所：観光庁『「新たな旅のスタイル」ワークーション&プレジャー 企業向けパンフレット(簡易版)』

準によって計算されたものかどうかを考慮されま  
す(所得税基本通達9-3)。

従業員に対して会社から支給される旅費の金額  
が、その旅行に通常必要と認められる範囲の金額  
を超える場合には、その超える部分の金額は従業  
員の給与所得とされます(同9-4)。

### 3. ワークーションにおける往復交通費の取り扱い

#### [1] 休暇型の場合

「休暇型」の場合には、年次有給休暇等を活用し  
てリゾートや観光地等でテレワークを行います。  
通常、ワークーション先と自宅間の往復交通費は、  
会社の業務を遂行するための費用とは認められま  
せんので、ワークーション先で一部業務を行った  
としても、ワークーションに係る往復交通費は、  
会社の業務の遂行上直接必要なものとは考えられ  
ず、その従業員が負担すべき費用と認められます。

そのため、その往復の交通費を会社が負担した

場合には、原則として、その従業員に対する給与  
として課税する必要があります。

#### [2] 業務型の場合

一方、「業務型」の場合、例えば、国内の観光地  
に所有する研修施設において合宿型研修を行い、  
その研修翌日に休暇を取得し、各人が自由に観光  
をするという場合があります。その研修に係る旅  
行が業務の遂行上直接必要なものと認められる場  
合には、一般的に、その研修に係る往復の交通費  
については、その従業員に対する給与として課税  
する必要はありません。

「休暇型」と「業務型」のいずれの形態に該当す  
るかによって旅費の取り扱いが大きく異なります  
が、休暇と業務との区分が難しいケースも考えら  
れます。ワークーションに関する旅費を支給する  
際には、休暇や業務との関係をよく確認して税務  
上の取り扱いを検討するようにしましょう。